日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット(日本政策金融公庫法の特例)



○ 輸出の促進に必要な、海外での事業展開に関し、認定輸出事業者の海外現地子会社等が、海外に拠点を有する 提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫が信用状(スタンド バイ・クレジット)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。

制度利用のメリット

- ■海外での円滑な資金調達 日本公庫が発行する信用状を 担保に活用し、提携金融機関か ら円滑に日本公庫の信用力を勘 案した金利で融資を受けることが できる。
- ■為替リスクの回避 現地流通通貨にて借入を行うこと で、現地の事業活動で得た資金を そのまま返済に充てることができ、資 金調達・返済にかかる為替リスクを 回避できる。
- ■国内親会社の財務体質の改善 海外現地子会社等が国内親会 社から資金調達(出資受入や借 入)する場合に比べ、国内親会社 のバランスシートがスリム化できる。
- ■海外での経営管理体制の強化本制度の利用をきっかけとして、 提携金融機関との取引を開始・ 拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができる。

スキーム図 地域金融機関と連携したスキーム 輸出先国·地域 信用状の 地域金融機関 債務保証 融資申込 発行依頼 国内親会社 海外現地子会社 信用状の 提携金融機関 日本公庫 発行 筡 (認定輸出事業者) 信用状の発行依頼 現地通貨建て融資

提携金融機関

- ■平安銀行(中国) ■インドステイト銀行(インド) ■バンクネガラインドネシア(インドネシア) ■山口銀行(日本) 【対象地域:中国】
- ■名古屋銀行(日本) 【対象地域:中国】 ■横浜銀行(日本) 【対象地域:中国】 ■KB 國民銀行(韓国) ■CIMB 銀行(マレーシア)
- ■バノルテ銀行(メキシコ) ■メトロポリタン銀行(フィリピン) ■ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール) ■合作金庫銀行(台湾)
- ■バンコック銀行(タイ) ■ベト・イン・バンク(ベトナム) H D バンク(ベトナム) (本店所在地の英語名のアルファベット順)